定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して、譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

また、当社は、定款を変更して、普通株式の名称を全部取得条項付種類株式に変更し、同株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、これらの定款変更の効力発生日は平成二十一年八月二十四日です。

平成二十一年七月二十二日

福岡市博多区東那珂三丁目七番五八号

九州西武運輸株式会社

代表取締役　古賀　明典

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年八月二十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年七月二十二日

東京都千代田区神田神保町二丁目三〇番地

昭和図書株式会社

代表取締役　大住　哲也

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社グレイ美術と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年七月二十二日

鹿児島県大島郡大和村大棚石川一二三三番地

株式会社ヘブン・プロジェクト

代表取締役　浜崎　哲義

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である牧野純が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年七月二十二日

東京都中央区銀座二丁目一二番一二号たちばなビル三階

RURUI BUSINESS WORLD, INC.

日本における代表者　牧野　純

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山口晃が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年七月二十二日

東京都港区六本木五丁目一四番一九号パークハウス麻布鳥井坂一〇三

株式会社Ｗａｙｆａｒｅｒ

日本における代表者　山口　晃

限定承認公告

本籍千葉県松戸市中金杉一丁目二一三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　宮野　正治

右被相続人は平成二十一年四月六日死亡し、その相続人は平成二十一年七月十日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日

千葉県松戸市中金杉一丁目二一三番地

相続財産管理人　宮野　冴子

限定承認公告

本籍東京都杉並区阿佐谷北一丁目三五一番地、最後の住所東京都小金井市前原町四丁目二番一―三二四号ウエスト小金井

被相続人　亡　相澤　美則

右被相続人は平成二十一年三月十日死亡し、その相続人は平成二十一年七月九日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日

東京都杉並区阿佐谷北一丁目一六番一七号

相続財産管理人　相澤　仁

限定承認公告

本籍東京都府中市府中町一丁目三五番地の五、最後の住所東京都練馬区旭町一丁目一一番一〇号旭町テラスハウスＡ―2

被相続人　亡　楠　良寛

右被相続人は平成二十一年三月二十九日死亡し、その相続人は平成二十一年七月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日

東京都練馬区旭町一丁目一一番一〇号旭町テラスハウスＡ―2

相続財産管理人　楠　ゆかり

限定承認公告

本籍富山県氷見市飯久保二七九三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中辻　重行

右被相続人は平成二十一年二月十七日死亡し、その相続人は平成二十一年七月一日富山家庭裁判所高岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日

富山県氷見市飯久保二七九三番地

限定承認者　中辻　有喜

限定承認公告

本籍鹿児島県大島郡天城町大字天城三四〇番地、最後の住所大阪府大東市大野一丁目一〇番九号パンション中島一二号

被相続人　亡　貞山日出男

右被相続人は平成二十年十二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十一年七月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル八階　表法律事務所

相続財産管理人代理人弁護士　吉原　有紀

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十年十一月六日付官報号外第二四四号一五九頁に掲載されてます。

平成二十一年七月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー

ＡＭＢ東扇島特定目的会社

取締役　長廻　達也

訂正公告

平成二十一年六月二十六日（号外第一三六号）掲載の第十五期決算公告（枠組）中、「税引前当期純利益」とあるは「税引前当期純利益」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十一年七月二十二日

埼玉県深谷市田中五四一番地

株式会社ワコム電創

代表取締役社長　渡辺　直人

訂正公告

平成二十一年六月八日（号外第一一九号）掲載の第五十六期決算公告（枠組）中、貸借対照表の要旨「金額（単位：千円）」とあるは「金額（単位：円）」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十一年七月二十二日

東京都中央区蛎殻町一―十二―五

東穀代行株式会社

代表取締役　渡辺　好明

訂正公告

平成二十一年七月十五日掲載の株式会社ティツー、株式会社ユーブック及び株式会社アイ・カフェに係る合併公告中、(乙)及び(丙)の最終貸借対照表の開示状況欄「平成二十一年五月二十二日付官報」とあるは「平成二十一年五月二十日付官報」の誤り、(丙)の住所「岡山県岡山市北区今六丁目一番一号」とあるは「岡山県岡山市北区今六丁目一番二号」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十一年七月二十二日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
七	四	上	終りから一六	第十二条第一項
〃	〃	下	第十二条第一項ならない。	第十二条第一項ならない。
〃	〃	終りから一二	「第二十四条の見出し中」は改行し、行頭を二字下げる。	以下

平成二十一年六月二十三日法務省告示第二百九十三号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

五ページ二段三行目を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十一日付特第一六号
同日付政府調達第一三三号

二ページ●同月二十二日付第一五三号一二八ページ●四〇ページ●六月十八日付衆会第四〇号一一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）